

届書は略字で書かずに戸籍に記載されているとおりの文字で記入してください。

離婚届

令和8年4月1日届出

提出する日を記入してください

愛知県尾張旭市長 殿

受理	令和	年	月	日			
第		号					
通知(送付)	令和	年	月	日			
第		号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知	

(1) 氏名	夫 アサヒ タロウ 旭 太郎	妻 アサヒ ハナコ 旭 花子
生年月日	昭和45年12月1日	昭和45年12月2日
住所	愛知県尾張旭市●●町■丁目 ▲▲番地◆	愛知県名古屋市○区□□町 △△番地◇

現在、住民登録されている住所を記入してください
住所変更をする時は、開庁時間内に住所変更の届出をしてください

(2) 本籍	愛知県尾張旭市●●町■丁目▲▲ 筆頭者の氏名 旭 太郎			
父母及び養父母の氏名	夫の父 旭 一郎	続柄 長男	妻の父 尾張 二郎	続柄 二女
父母との続柄	母 旭 尾子		母 尾張 張子	
養父		続柄 養子	養父	続柄 養女
養母			養母	

婚姻中の本籍を記入してください

(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 和解	年 月 日成立
	<input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 請求の認諾	年 月 日認諾
	<input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 判決	年 月 日確定

(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる
	<input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
	愛知県名古屋市○区□□町△△ 筆頭者の氏名 尾張 花子

未成年の子の親権の定めについて、合意している旨のチェック欄です。夫婦共に漏れのないようにご記入ください。

未成年の子の名氏	父母双方が親権を行う子	旭 市太
	父(夫)が親権を行う子	
	母(妻)が親権を行う子	
	親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	

届出できる場所：本籍地、住所地、所在地のいずれかの市区町村
必要なもの：離婚届1通
届出を持参する人の本人確認書類（運転免許証、パスポート等）
本人確認書類をお持ちでない方や、夫妻のどちらか一方でも提出できます
本人確認ができなかった方には、郵便で離婚届が出されたお知らせをします

引き続き、婚姻中の氏を名乗る場合は、離婚届と同時に又は3か月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）」の提出が必要です。
戸籍の届出は、休日や夜間も宿直室にて受付しますが、届書の記載に不備がある場合や必要な書類がない場合等には再度来庁していただくことがあります。
裁判離婚等の場合は必要書類等が異なりますので、市民課までお問い合わせください。

現在同居中の場合は（同居を始めたとき）のみ記入し、別居する前の住所の欄には、「同居中」と記入してください

(6) 同居の期間	平成元年 1月 から 令和7年 12月 まで
(7) 別居する前の住所	愛知県尾張旭市●●町■丁目▲▲ 番地◆ 号
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>（国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください）</small>
(9) 夫妻の職業	夫の職業 妻の職業
(10) 婚姻中の氏名で署名してください（押印は任意です）	
届出人署名（※押印は任意）	夫 旭 太郎 印 妻 旭 花子 印

協議離婚の届出には成人2名の証人が必要です
証人本人が署名・生年月日・住所・本籍を記入してください
（押印は任意です）

証人（協議離婚のときだけ必要です）	
署名（※押印は任意）	旭 一郎 印 尾張 二郎
生年月日	昭和□年 □月 □日 昭和■年 ■月 ■日
住所	愛知県尾張旭市●●町■丁目▲▲番地◆ 愛知県名古屋市○区□□町△△番地◇
本籍	愛知県尾張旭市●●町■丁目▲▲番地◆ 愛知県名古屋市○区□□町△△番地◇

婚姻の際に氏を改めた方の今後の氏については、次の中から選んで記入してください。
婚姻前の氏を名乗り、婚姻前の戸籍にもどる
もどる戸籍が除籍になっている場合は、もどれません
婚姻前の氏を名乗り、自分で新しい戸籍をつくる（本記載例）
婚姻中の氏を引き続き名乗り、自分で新しい戸籍をつくる。
この場合はこの欄は記入しないでください。離婚届とは別に、「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出する必要があります

子育て、面会交流及び養育費の分担についてを記入してください

離婚後の子育ての分担について	<input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 <input type="checkbox"/> まだ、決めていない。 子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など）の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。
親子交流について	<input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 <input type="checkbox"/> まだ、決めていない。 親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。
経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。	
養育費の分担について	<input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 <input type="checkbox"/> まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。 養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

夫婦の間に未成年の子がいる場合は、共同親権であるか父または母の親権であるかを定め、該当の欄に子の氏名を記入してください。
子の親権について家事審判等をしている最中である場合は、その欄に子の氏名を記入してください。
親権者を定めるだけでは子の戸籍に変動はありません。子を離婚後の親権者の戸籍に入籍させる場合は、家庭裁判所で許可を得た後、入籍届の届出が必要です。